売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表22の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。

(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

(規格A4)

06.06改正

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 22 の（11）の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に、必要事項を記載して提出してください。

2　この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人が納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

なお、その事業年度が次に掲げる事業年度に該当するときは、それぞれ次に定める日までに提出してください。

(1)　普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(2)　公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(3)　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(4)　公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等の 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後３月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(5)　普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日、公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等の当該公益法人等に該当することとなった日又は公共法人若しくは収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(4)までに掲げる事業年度終了の日までの期間が３月に満たない場合におけるその翌事業年度…設立等の日以後３月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

3　各欄は、次により記載します。

(1)　「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。

(2)　「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(3)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。